

令和 4 年 11 月

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 1031 第 4 号」および「保医発 1031 第 5 号」により、  
下記項目の一部変更および新設が通知され、令和 4 年 11 月 1 日より適用され  
ることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。  
敬白

\*\*\*\*\* 記 \*\*\*\*\*

### ■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
ヘリコバクター ・ピロリ核酸及び クラリスロマイシン 耐性遺伝子検出	360 点	微生物 150 点	「D023」 微生物核酸同 定・定量検査 の「12」	ア ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロ マイシン耐性遺伝子検出は、ヘリコバク ター・ピロリ感染が強く疑われる患者に対し、 PCR法により測定した場合に、本区分に掲 げる「12」百日咳菌核酸検出 360 点の所定 点数を準用して算定できる。 イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染 診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリ コバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関 する取扱いについて」に即して行うこと。

### ■「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いにつ いて」の一部改正

別添 2 除菌前の感染診断（1）について、下線部分が変更されました。

1 （略）

2 除菌前の感染診断

（1）除菌前の感染診断については、次の7項目の検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に  
1 項目のみ算定できる。ただし、①から⑥までの検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性  
となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに 1 項目  
に限り算定できる。また、⑦の検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者につ  
いて、胃粘膜に同感染症特有の所見が認められているなど、同感染症を強く疑う特有の所見  
がある場合に、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに 1 項目に限り算  
定できる。なお、この場合において、医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記  
載すること。

①～⑥ （略）

⑦ 核酸増幅法

（2）（略）

3～8 （略）

裏面へつづく

## ■保険収載内容が一部変更された項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
悪性黒色腫における BRAF 遺伝子検査	5,000 点	遺伝 100 点	「D004-2」 悪性腫瘍組織 検査「1」の 「□」処理が 複雑なもの	(1)~(3) (略) (4) 「1」の「□」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア (略) イ 悪性黒色腫におけるBRAF 遺伝子検査（リアルタイムPCR法、PCR-rSSO法） ウ~カ (略)

以上